

令和2年6月1日
稲城・府中墓苑組合

稲城・府中墓苑組合特定事業主行動計画（以下「本計画」といいます。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条の規定に基づき、稲城・府中墓苑組合が策定する特定事業主行動計画です。

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

2 対象職員

本計画の対象とする職員は、稲城市及び府中市（以下「組織団体」といいます。）から派遣された職員（以下「派遣職員」といいます。）のほか、稲城・府中墓苑組合の固有職員である会計年度任用職員を含むすべての職員とします。また、本計画に定める数値目標については、派遣職員を対象とします。

3 数値目標

本計画における数値目標を次のとおり設定します。

（1）時間外勤務の縮減

計画期間を通じて年間540時間（月平均45時間）、1か月100時間、2か月から6か月までの間に1か月平均で80時間を超える時間外勤務を行う職員ゼロを目指します。また、令和7年度までに職員1人当たりの年間時間外勤務時間数120時間以内を目指します。

（2）年次有給休暇の取得

計画期間を通じて、すべての職員が年次有給休暇を年5日以上取得することを目指します。

（3）男性の出産支援休暇及び子の看護休暇取得

男性の育児参加を促すため、取得対象となったすべての男性職員が両休暇を取得するとともに、合計取得日数3日以上を目指します。

4 計画期間中の取組内容

すべての派遣職員、会計年度任用職員が、育児等とキャリア形成を両立できるよう、組織団体と連携しながら、次の取組を推進します。

（1）働き方改革の推進

すべての職員が十分な能力を発揮できるよう、業務改善（業務の見直し・効率化・業務配分の平準化）、働きやすい職場環境づくり（職員の意識改革、ハラスメントの無い職場づくり）、柔軟な働き方を行うための制度等の整備（時差勤務制度の利用促進、テレワークの検討）を推進します。

（2）各種休暇制度の活用

すべての職員が各種休暇制度を適切に活用することを通じて安心して生活と仕事を両立していただけるよう、各種休暇制度の周知を徹底し、休暇を取得しやすい職場づくりに努め、休暇取得率の向上を図ります。